

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案について（概要）

1. 概 要

都市公園法等の一部改正に伴い、公募対象公園施設（※1）の建ぺい率および運動施設率（※2）について、政令を参酌して条例で定めることとされたため都市公園条例の一部改正を行うこととするものです。

あわせて、昭和53年の条例制定時には無かった都市公園における近年の課題である火気の使用などについて、公園利用者や近隣住民である県民の皆さんの安全と安心が脅かされている現状に十分対応できていないため、都市公園条例の一部改正を行うこととするものです。

※1 公募対象公園施設とは、「民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度」創設に伴う、公募により選定された民間事業者等が公園管理者の許可を受けて設置管理するカフェ等の収益施設。

※2 運動施設率とは、一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合。

2. 改正内容（別紙参照）

① 都市公園法の改正に伴う参酌基準を条例に規定

② 都市公園の快適な利用および管理の適正化

①は公布の日から施行することとし、②は平成30年4月1日から施行することとします。

3. これまでの経過

平成29年9月13日 県民政策コメントの実施について、県民生活・土木交通常任委員会で報告

平成29年9月14日～10月13日 県政政策コメント実施

平成29年10月31日 県政政策コメントの実施結果について、県民生活・土木交通常任委員会で報告

4. 県民政策コメントの実施結果

平成29年9月14日（木）から平成29年10月13日（金）までの1ヵ月間、「滋賀県都市公園条例の一部改正（案）」についての意見の募集を行った結果、提出された意見はありませんでした。

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例（案）について

改正のポイント① <都市公園法の改正に伴う参酌基準（※1）を条例に規定>

条例第1条の7

※1 参酌基準：国の基準を参酌して、条例で定める基準

公布の日から施行

【1】公募対象公園施設の建ぺい率（※2）の特例を規定【別紙①参照】

- ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建ぺい率は2%
- ・国の基準：公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様10%の建ぺい率上乘せ

★今後の公園利用の活性化に向け、公募対象公園施設の建ぺい率の上乗せ上限分を10%に規定

条例第1条の8

※2 建ぺい率：建築物の建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合

【2】運動施設率（※3）の上限を規定

- ・国の基準：従前の都市公園法において、運動施設率は50%を超えてはならないとされていた。
- ・都市公園法施行令の改正において、上記の運動施設率が参酌基準化された。

★県営都市公園における状況に照らし、都市公園敷地に対する運動施設の割合の上限を50%に規定

※3 運動施設率：都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

改正のポイント② <都市公園の快適な利用および管理の適正化>

条例第4条

平成30年4月1日から施行
（周知期間：約3ヵ月）

【3】都市公園におけるごみの放置禁止を明確化

- ・ごみを捨てる行為については、改正前から「都市公園を汚損する行為」として禁止していたが、**ごみを捨てる行為が禁止行為であることを明確化**

【4】指定された都市公園の区域以外での火気の使用禁止を追加

- ・民家が隣接するなど周辺への影響があるエリア（現在の禁止運用エリア） ⇒ **バーベキュー等を禁止**
- ・全エリア ⇒ **直火によるたき火・火遊び禁止**

【5】都市公園の利用に支障がある行為の禁止を追加

- ・利用に支障がある行為の事例 ⇒ ゴルフ練習や犬などのノーリード等

条例第15条

【6】【3】および【4】の行為をした者は5万円以下の過料

【7】【5】の行為をした者に対する行為の中止、原状回復もしくは都市公園よりの退去の命令に違反した場合に5万円以下の過料

条例第5条

【8】利用の禁止または制限に、公益上やむを得ないと認められる場合を追加

- ・植物の植生地の保全や公園の風致・美観を保全する場合（芝生の養生など）
- ・災害時などの危機管理事案にいち早く公園の一部を避難地等として利用できるようにする場合



都市公園においては、オープンスペースの確保のため、公園施設の建ぺい率^(注)を規定
(都市公園法第4条)

建ぺい率：原則 2%・・・①

(注) 建ぺい率：建築物の建築面積の都市公園の敷地面積に対する割合



ただし、公園施設の種類によりこれを超えることができる (都市公園法施行令第6条)

休養施設・運動施設・教養施設、公募対象公園施設等を設置する場合 **+10%・・・②**

※休養施設等と公募対象公園施設それぞれに10%上乗せできるものではない。



(教養施設又は休養施設のうち)以下のものを設置する場合
+20% (②の+10%分を含む)・・・② “

- ・文化財保護法による国宝、重要文化財、登録有形文化財
- ・景観法による景観重要建造物 等

屋根付広場等高い開放性を有する建築物等 **+10%・・・③**

※①+②(休養施設と公募対象公園施設等の合計)に10%上乗せできる。



仮設公園施設
(3カ月を限度として臨時に
設けられる建築物等)

+2%・・・④

※(①+②+③)に2%上乗せできる。

特例のイメージ



仮設公園施設	+2%・・・④
屋根付広場等	+10%・・・③
休養施設・運動施設・教養施設、 <u>公募対象公園施設</u>	+10%・・・②

仮設公園施設	+2%・・・④
屋根付広場等	+10%・・・③
休養施設・教養施設 (文化財保護法、景観法)	+20%・・・② “ (②の+10%分を含む)

建築物全て 2%・・・①

(注) 建ぺい率は参酌基準であるため、法律で定める値(上記)を参酌して条例で定める値が、当該都市公園の建ぺい率となる

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）による都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）の一部改正等により、都市公園に設けられる公募対象公園施設である建築物の建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合の特例および運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限について、条例で定めることとされたことから、これらを定めるため、ならびに都市公園における禁止行為として、指定された場所以外の場所での火気の使用を追加し、およびごみを捨てる等の行為が禁止行為であることを明確にする等、利用者の都市公園の快適な利用に資するとともに、都市公園の管理の一層の適正化を図るため、滋賀県都市公園条例（昭和 53 年滋賀県条例第 13 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 都市公園に設けられる公募対象公園施設である建築物の建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合の特例を定めることとします。（第 1 条の 7 関係）
- (2) 都市公園に設けられる運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限を定めることとします。（第 1 条の 8 関係）
- (3) 次に掲げる行為のうち、アの行為について都市公園における禁止行為であることを明確にするとともに、イおよびウの行為について新たに禁止行為として追加することとします。（第 4 条関係）
 - ア ごみその他の汚物または廃物を捨て、または放置すること。
 - イ 指定された場所以外の場所でたき火その他の火気を使用すること。
 - ウ その他都市公園の管理および利用に支障がある行為をすること。
- (4) 区域を定めて都市公園の利用を禁止し、または制限することができる場合として、災害発生時に都市公園を避難地等として利用する場合等、都市公園の管理上の理由以外の理由により公益上やむを得ないと認められる場合等を追加することとします。（第 5 条関係）
- (5) (3)アおよびイの行為をした者は、5 万円以下の過料に処することとし、(3)ウの行為をした者については、監督処分を経た上で、監督処分に従わない場合に当該過料に処することとします。（第 15 条関係）
- (6) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(3)から(5)までの改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 130 号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和 53 年滋賀県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 条の 7」を「第 1 条の 8」に改める。

第 1 条の 7 中「第 4 条第 1 項ただし書」の右に「（法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第 1 号および第 2 号中「掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。）」を「規定する建築物を設ける場合」に改め、同条第 3 号中「掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。）」を「規定する建築物を設ける場合」に改め、「前 2 号」の右に「および第 5 号」を加え、同条第 4 号中「掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。）」を「規定する建築物を設ける場合」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（5）政令第 6 条第 6 項に規定する建築物を設ける場合 都市公園の敷地面積の 100 分の 10
第 1 章の 2 中第 1 条の 7 の次に次の 1 条を加える。

（公園施設の敷地面積の制限）

第 1 条の 8 政令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

第 4 条中「の各号」を削り、同条第 1 号中「損傷し、または汚損する」を「損傷する」に改め、同条第 8 号中「用途外」を「用途以外の用途」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「車馬」を「車両」に改め、同号を同条第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（9）指定された場所以外の場所でたき火その他の火気の使用をすること。

第 4 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）ごみその他の汚物または廃物を捨て、または放置することその他の都市公園の汚損をすること。

第 4 条に次の 1 号を加える。

（11）前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理または利用に支障がある行為

第 5 条を次のように改める。

（利用の禁止または制限）

第 5 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、または制限することができる。

- (1) 都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合
- (2) 都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上必要があると認められる場合
- (4) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づき公益上やむを得ないと認められる場合

第15条第1号中「同条各号」を「第4条各号（第11号を除く。）」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条、第5条および第15条第1号の改正規定ならびに次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定（第5条の改正規定に限る。）の施行前に改正前の第5条の規定によってなされた都市公園の利用の禁止または制限は、改正後の第5条の規定によってなされたものとみなす。

滋賀県都市公園条例新旧対照表

旧	新
目次 第1章 総則（第1条・第1条の2） 第1章の2 都市公園および公園施設の設置基準（第1条の3—<u>第1条の7</u>） 第2章 都市公園の管理（第2条—第9条の7） 第2章の2 工作物等の保管の手続等（第9条の8—第9条の10） 第3章 雑則（第10条—第14条） 第4章 罰則（第15条・第16条） 付則 第1章 総則 第1条および第1条の2 省略 第1章の2 都市公園および公園施設の設置基準 第1条の3～第1条の5 省略 （公園施設の設置基準） 第1条の6 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。 （公園施設の建築面積の特例） 第1条の7 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を限度とす	目次 第1章 総則（第1条・第1条の2） 第1章の2 都市公園および公園施設の設置基準（第1条の3—<u>第1条の8</u>） 第2章 都市公園の管理（第2条—第9条の7） 第2章の2 工作物等の保管の手続等（第9条の8—第9条の10） 第3章 雑則（第10条—第14条） 第4章 罰則（第15条・第16条） 付則 第1章 総則 第1条および第1条の2 省略 第1章の2 都市公園および公園施設の設置基準 第1条の3～第1条の5 省略 （公園施設の設置基準） 第1条の6 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。 （公園施設の建築面積の特例） 第1条の7 法第4条第1項ただし書（<u>法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の条例で定める範囲は、次の各号に

る。

(1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）

第6条第1項第1号に掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。）

都市公園の敷地面積の100分の10

(2) 政令第6条第1項第2号に掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。） 都市公園の敷地面積の100分の20

(3) 政令第6条第1項第3号に掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。） 前2号に定める割合に都市公園の敷地面積の100分の10を加えた割合

(4) 政令第6条第1項第4号に掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。） 前号に定める割合に都市公園の敷地面積の100分の2を加えた割合

（新設）

（新設）

第2章 都市公園の管理

第2条および第3条 省略

（行為の禁止）

第4条 都市公園においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を限度とする。

(1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）

第6条第1項第1号に規定する建築物を設ける場合 都市公園の敷地面積の100分の10

(2) 政令第6条第1項第2号に規定する建築物を設ける場合 都市公園の敷地面積の100分の20

(3) 政令第6条第1項第3号に規定する建築物を設ける場合 前2号および第5号に定める割合に都市公園の敷地面積の100分の10を加えた割合

(4) 政令第6条第1項第4号に規定する建築物を設ける場合 前号に定める割合に都市公園の敷地面積の100分の2を加えた割合

(5) 政令第6条第6項に規定する建築物を設ける場合 都市公園の敷地面積の100分の10

（公園施設の敷地面積の制限）

第1条の8 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第2章 都市公園の管理

第2条および第3条 省略

（行為の禁止）

第4条 都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 都市公園を損傷し、または汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、または植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣類を捕獲し、または殺傷すること。

(5) はり紙もしくははり札をし、または広告を表示すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れること。

(8) 公園施設をその用途外に使用すること。

(利用の禁止または制限)

第5条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合または都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、またはその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、または制限することができる。

(1) 都市公園を損傷すること。

(2) ごみその他の汚物または廃物を捨て、または放置することその他の都市公園の汚損をすること。

(3) 竹木を伐採し、または植物を採取すること。

(4) 土地の形質を変更すること。

(5) 鳥獣類を捕獲し、または殺傷すること。

(6) はり紙もしくははり札をし、または広告を表示すること。

(7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。

(9) 指定された場所以外の場所でたき火その他の火気の使用をすること。

(10) 公園施設をその用途以外の用途に使用すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理または利用に支障がある行為

(利用の禁止または制限)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、または制限することができる。

(1) 都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合

(2) 都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上必要があると認められる場合

(4) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づき公益上やむを得ないと認められる場合

第5条の2～第9条の7 省略

第2章の2 工作物等の保管の手続等

第9条の8～第9条の10 省略

第3章 雑則

第10条～第14条 省略

第4章 罰則

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条(第12条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(2) 省略

第16条以下 省略

第5条の2～第9条の7 省略

第2章の2 工作物等の保管の手続等

第9条の8～第9条の10 省略

第3章 雑則

第10条～第14条 省略

第4章 罰則

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条(第12条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第4条各号(第11号を除く。)に掲げる行為をした者

(2) 省略

第16条以下 省略